

役員等賠償責任保険契約の締結について



○役員等の業務に起因して発生する損害賠償請求リスクを補償する、役員等賠償責任保険契約を以下のとおり締結する

○一般法人法第118条の3、198条の2の規定に基づき、役員等賠償責任保険の締結及び補償内容について理事会の承認を得たい

1 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間(予定)

2 被保険者

個人：理事10名、監事2名、評議員3名 法人：公益財団法人東京2025世界陸上財団

3 引受保険会社

明治安田損害保険株式会社

4 支払限度額

2億円(免責金額無し)

5 保険料

年額250,000円

6 主な補償内容

- ・ **役員に関する補償** …役員が負う法律上の損害賠償責任について、役員が負担した損害賠償金、和解金、争訟費用等
- ・ **法人補償に関する補償** …役員等が被る損害について、法人が適法に役員等に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害を補償
- ・ **法人に関する補償** …法人内での調査、第三者委員会の設置、提訴請求への対応、危機管理、公告・通知、訴訟参加に関する費用等

7 主な免責事由

- ・ 被保険者の犯罪行為に起因する事由
- ・ 法令違反を被保険者が違法であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的理由がある場合を含む）行った行為に起因する事由
- ・ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する事由
- ・ 被保険者の故意に起因する事由
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒擾、テロリズムに起因する事由